

外国為替に関する省令の一部を改正する省令案の概要

1. 改正の趣旨

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）では、銀行等が特定の為替取引等を行うに際し、顧客等の本人確認を行わなければならない旨を定めています。

今般、特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）及び特定複合観光施設区域整備法施行令（平成 31 年政令第 72 号）の施行に向け、船舶観光上陸許可書の本人確認書類への追加等を内容とする犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号）における顧客等の本人確認義務に係る規定の改正にあわせ、外国為替に関する省令（昭和 55 年大蔵省令第 44 号）について、以下の改正を行います。

2. 改正の概要

- (1) 船舶観光上陸許可書（旅券の写しが貼り付けられたものに限る）を本人確認書類として追加（別表第 1 号及び 2 号の改正）

特定複合観光施設区域整備法等の施行等を踏まえ、船舶観光上陸の許可（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 14 条の 2 第 1 項及び第 2 項）を受けて本邦に在留する外国人が携帯を義務付けられている船舶観光上陸許可書（同条第 4 項及び同法第 23 条第 1 項）を本人確認書類に追加する。

- (2) 有効期間のある補完書類について、その有効期間内であれば補完書類として利用可能とする（第 8 条第 2 項）

現在の住所又は居所を確認する補完書類について、現行は「発行日から 6 か月以内」とされているところ、発行日が 6 か月以上前であって、かつ、有効期間内の書類を補完書類として利用可能とする。

3. 施行期日

特定複合観光施設区域整備法の施行の日から施行